

## 第5章 様々な分野における人権行政の推進

わが国や本県での人権問題をめぐる状況やその取組の経過・方針について共通の認識を持つ必要があります。本方針では重要課題として、わが国における固有の人権問題である部落差別問題をはじめとする9つの課題で整理しています。なお、昨今、社会的関心が高まっている性的少数者の人権問題を重要課題の一つとして位置づけました。

### I 部落差別問題

#### 1 これまでの取組、現状と課題

##### (1) 国の取組

- 部落差別問題は、一部の国民が出身を理由に結婚や就職など人生の節目で不当な扱い(差別)を受ける人権問題です。国は、1965年(昭和40年)の「同和問題はわが国固有の人権問題であり、この解決は国の責務であり国民的課題である」とする同和対策審議会答申を踏まえて、1969年(昭和44年)に同和対策事業特別措置法を制定しました。
- この法に基づく施策は、生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動や啓発活動の強化など、総合的な取組となりました。同和対策に係る3つの特別措置法は2002年(平成14年)3月に期限となり、33年間の特別対策は終了しました。
- 長年の取組によって、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されましたが、未だに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上で差別的情報を流布するなどの問題が存在しています。
- こうした中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、2016年(平成28年)に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関し、基本理念を掲げ、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発の実施について定めています。

## 国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1965（昭和40）年	同和対策審議会答申	「同和問題は我が国固有の人権問題、この解決は国の責務であり国民的課題である」
1969（昭和44）年	同和対策特別措置法	<b>同対法</b> （10年の時限法、3年間延長）：生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動・啓発活動強化等事業指定なし
1982（昭和57）年	地域改善対策特別措置法	<b>地对法</b> （5年の時限法）：74事業
1987（昭和62）年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	<b>地对財特法</b> （5年の時限法、5年延長）：55事業 1992（平成4）年から45事業
1996（平成8）年 5月	地域改善対策協議会意見具申	（事業）平成9年3月終了、一般対策に移行 （教育啓発）人権教育・啓発に再構成 （被害救済関係）人権救済制度の確立検討
1997（平成9）年 3月	地对財特法（一部改正法）	15事業、2002（平成14）年3月末期限：15事業
2002（平成14）年 3月	特別対策終了	33年間の特別対策の終了
2016（平成28）年 12月	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする

## (2) 県内の取組

- 県内においても、法に基づく事業や地域の実態に即した事業を実施してきました。生活環境の改善では、下水道・都市公園など社会基盤の整備や公営住宅の建設・改善、地区道路の整備、危険箇所対策などの住環境の改善に取り組みました。
- 社会福祉の増進では、老人・母子の保健衛生施策や児童福祉施策、<sup>\*1</sup>隣保館での相談事業や啓発・交流事業に取り組みました。
- 産業の振興では、農林水産業の施設の整備や経営指導に取り組み、中小企業の経営相談所を設置して経営指導や融資事業に取り組みました。
- 職業の安定では、職業相談や職業訓練事業により就職を支援し、企業・事業所に対して適正な採用選考を行うよう啓発や指導を行いました。
- 教育の充実の分野では、学力の向上や進学率の向上のための学習指導や進路指導・進学奨励事業に取り組みました。学校教育では、教職員の資質向上や教材の整備、カリキュラムの開発、研究事業の実施などに取り組みました。
- 社会教育では、市町村推進体制の整備や指導員・担当職員の育成、公民館・集会所の学級・講座での人権学習の推進などに取り組んできました。
- 県民啓発の推進では、各種イベントの開催やテレビ等マスコミの活用などに取り組み、市町村・各種団体の取組を支援しました。

<sup>\*1</sup>隣保館＝部落差別問題の解決を目的として設置され、1997（平成9）年から地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとされ相談や地域福祉事業等人権課題解決のため幅広い事業に取り組んでいる。

### 同和対策事業（県内の取組）

項目	事業内容	
生活環境の改善	社会基盤整備	下水道・都市公園
		公営住宅の建設・改善
		地区道路の整備
		危険箇所対策
社会福祉の増進	老人・母子の保険衛生施策	
	児童福祉施策	
	隣保館の相談事業、啓発・交流事業	
産業の振興	農林水産業施設整備・経営指導	
	中小企業の経営指導・融資事業	
職業の安定	職業相談	
	職業訓練事業	
	企業・事業所に対し適正な採用選考の啓発・指導	
教育の充実	学力・進学率の向上	学習指導
		進路指導・進学奨励事業
	学校教育	教職員の資質向上
		教材の整備
		カリキュラムの開発
		研究事業の実施
	社会教育	市町村推進体制の整備
		指導員・担当職員の育成
		公民館・集会所の人権学習の推進
	県民啓発	各種イベントの開催、マスコミ活用を通じた市町村・各種団体の取組支援

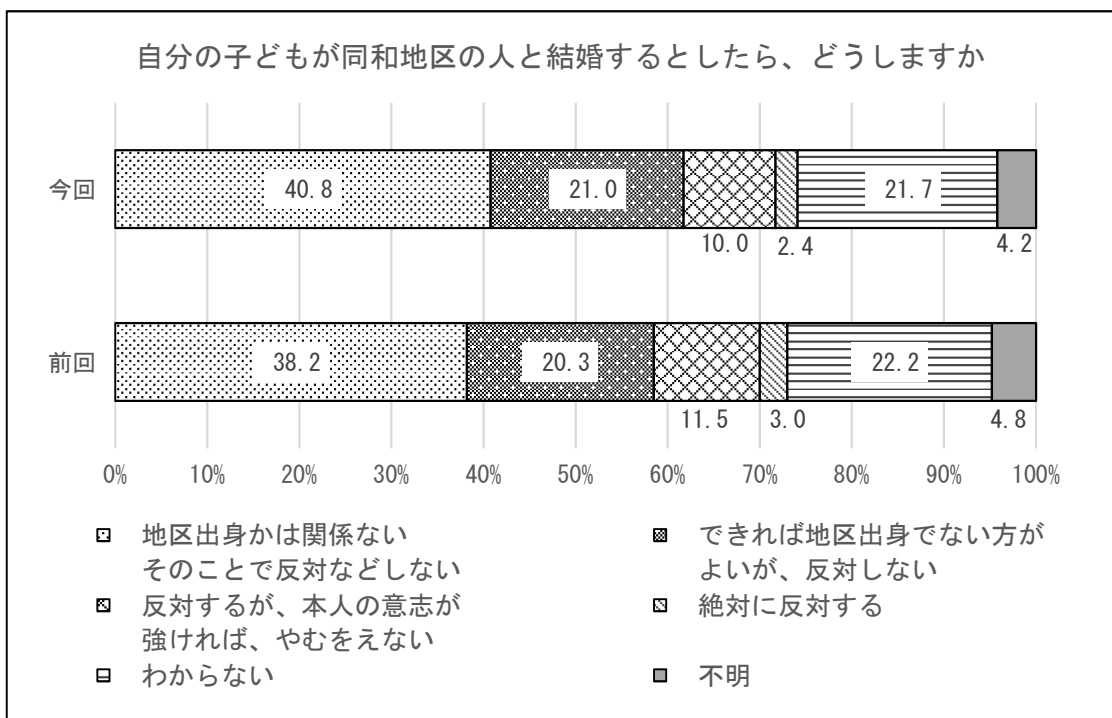
### (3) 現状と課題

- 2002年（平成14年）11月に開催された大分県同和対策審議会は、この33年間の事業について、「生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当な成果をあげ、周辺地域との格差はほとんどみられなくなったが、進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、格差がなお存在している分野がみられる。また、結婚問題を中心に差別意識が未だに存在している状況であるため今後の主要な課題は部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進である」と総括しています。
- また、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による差別身元調査を防ぐため、県内市町村においては、平成24年4月1日に杵築市、国東市、日出町が県内で初めて事前登録型本人通知制度を導入しました。その後、平成25年4月1日までに県内全ての市町村で本人通知制度が実施されています。

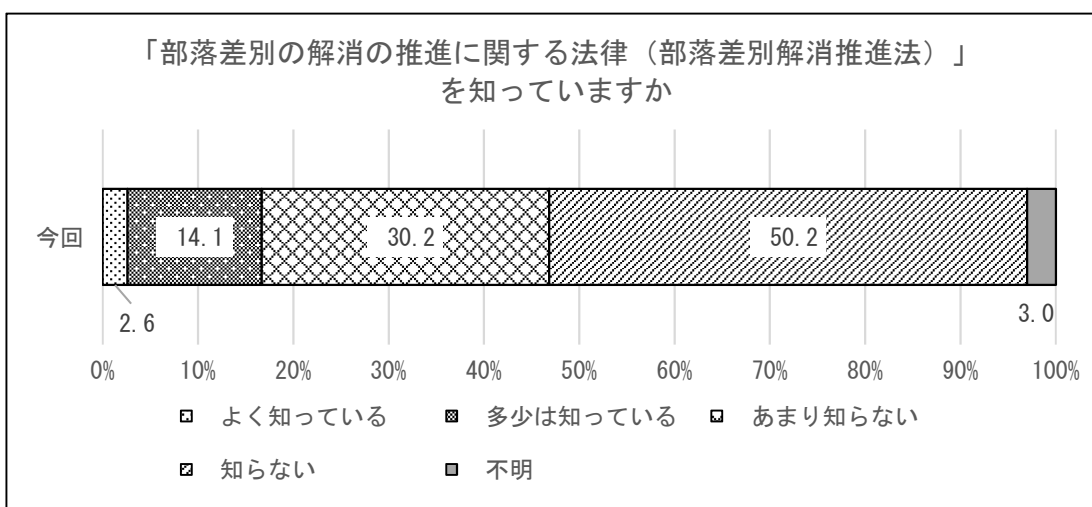
### 登録型本人通知制度の県内状況（R元.6.1現在）

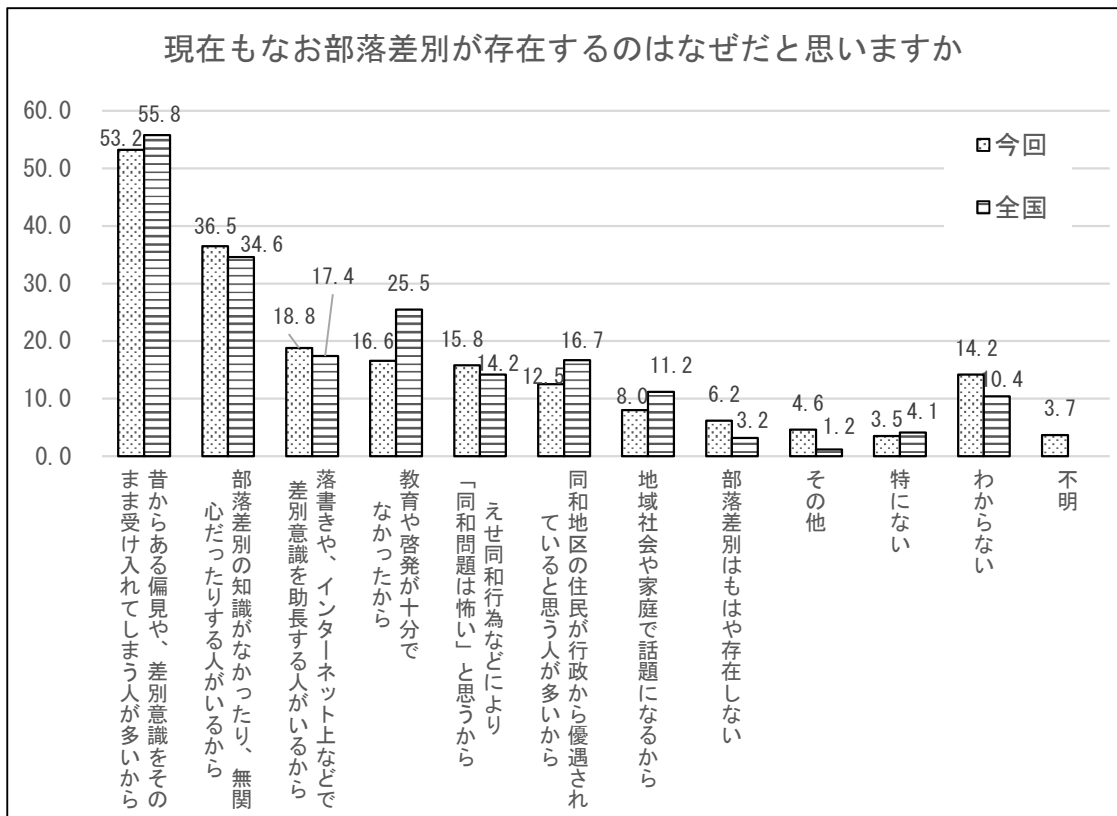
市町村名	制度導入年月日	登録者数	通知件数（累計）
大分市	平成24年10月1日	16,055	5,257
別府市	平成25年1月15日	2,157	558
中津市	平成25年1月1日	1,000	262
日田市	平成25年4月1日	1,631	366
佐伯市	平成25年4月1日	1,237	336
臼杵市	平成25年4月1日	3,339	801
津久見市	平成25年4月1日	412	4
竹田市	平成24年11月1日	1,567	20
豊後高田市	平成25年4月1日	1,231	338
杵築市	平成24年4月1日	1,110	73
宇佐市	平成25年4月1日	2,804	569
豊後大野市	平成25年4月1日	1,496	368
由布市	平成25年4月1日	558	120
国東市	平成24年4月1日	1,736	106
姫島村	平成25年4月1日	174	0
日出町	平成24年4月1日	629	3
九重町	平成25年3月1日	386	38
玖珠町	平成25年3月1日	506	160
計		38,028	9,379

- 今回調査において、「あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたらあなたはどうしますか」という質問に対して、「同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」は40.8%（前回調査38.2%、H20調査37.7%）と少しずつではありますが改善しています。一方、「できれば地区出身者でないほうがいいが、反対はしない」「反対するが本人の意志が強ければやむをえない」と答えた人は31.0%（前回調査31.8%）、「絶対に反対する」と答えた人は2.4%（前回調査3.0%）でした。「住宅を購入したりアパートを借りるなど不動産を選ぶとき、価格や立地条件が希望にあってもその他の条件により避けることがあると思いますか」という質問に対し、同和地区の地区内であるとき、「避ける」「どちらかといえば避ける」と答えた人は33.5%にのぼり、未だ同和地区に対する県民の差別意識が存在しているといえます。



○ また、今回から新たな設問として「部落差別解消推進法を知っていますか」という質問をしたところ、「あまり知らない」、「知らない」と答えた人は8割を超えています。「現在もなお部落差別が存在するのはなぜだと思いますか」という質問には「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから」が53.2%（全国調査（人権）55.8%）と最も多く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が36.5%（全国調査（人権）34.6%）、「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」が18.8%（全国調査（人権）17.4%）でした。





- 法律の趣旨を周知するとともに、引き続き、差別根絶のため教育及び啓発の推進を行っていくことが重要です。
- 一方、部落差別問題の解決を阻むものとして<sup>\*1</sup>えせ同和行為があります。現在も大分県人権尊重・部落差別解消推進課には「えせ同和行為」に関する問い合わせや情報提供があります。今後とも、正しい知識の普及を図っていくことが必要です。

## 2 部落差別の解消の推進と基本方針

### (1) 部落差別の解消の推進

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的として、本方針において、部落差別の解消に向けた取組を定めます。

### (2) 基本方針

人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本県における重要な課題の一つであり、今後も部落差別解消は人権行政の原点であり重要な柱です。

部落差別解消を進めるうえで、国の同和对策審議会答申の基本精神や<sup>\*2</sup>平成8年地对協意見具申の趣旨を踏まえた県審議会の了承事項及び部落差別解消推進法の理念を

<sup>\*1</sup>えせ同和行為 = 「同和問題（部落差別問題）はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、部落差別問題を口実に企業や団体に高額な図書や物品購入を無理強いしたり、寄付や賛助金を強要したりするといった不当な要求。

<sup>\*2</sup>平成8年地对協意見具申 = 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について1996年（平成8年）5月にまとめた地域改善対策協議会の意見具申。特別対策の終了が同和問題の早期解決をめざす取組の終了を意味するものではないことなど、今後の基本的な方向を示した。

踏まえた基本方針とします。

- ① 部落差別問題は基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢でその解決に向けて積極的に取り組みます。
- ② 就労対策、産業の振興等の非物的事業については、必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け実施します。
- ③ 教育・啓発については、すべての県民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、一層の推進を図ります。
- ④ 国や市町村、関係団体との連携を図り、地域の実態を把握しつつ、各種施策を推進するとともに、地域の実情に応じた相談や教育・啓発の充実に努めます。

### 3 個別分野の推進方針

#### (1)生活環境の改善

社会基盤の整備では、下水道事業や道路整備など、生活の根幹的な公共施設の整備、改善を図ってきました。また、住宅政策は、低所得者への住宅の確保や劣悪な環境にある地域の改善等を中心に取り組み、ある程度の成果を得られました。引き続き、地域の実情を踏まえ、かつ、地域の均衡に配慮しながら、過疎地域等における定住の促進や、高齢社会への対応、環境への配慮、安全な住まい・まちづくり等に対して必要な指導・支援を行います。

#### (2)社会福祉の増進

誰もが住み慣れた地域で個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることが出来る地域社会を実現するため、地域福祉の推進を担う様々な主体との協働・支援をベースとし、県民の共生意識の醸成と行動の喚起や共に支え合う地域力の向上等を掲げる「大分県地域福祉基本計画」を策定しています。

高齢者や障がい者施策については、地域の実情や事業対象者の状況、地域住民等の意見を踏まえたプラン・計画での施策を総合的・計画的に実施しています。

ひとり親家庭施策については、相談・指導事業や弁護士による法律相談を通じて、ひとり親家庭の自立を支援します。

住民参加の活動においては、隣保館など地域の公的施設を有効に活用します。

#### (3)産業の振興

農林水産業の振興については、生産基盤や近代化施設の整備等により経営規模の拡大や経営の安定を図ってきましたが、施設の遊休化や老朽化もみられることから、今後とも農林漁業の担い手の主体的な努力を支援します。また、地域農業の担い手の育成を図るため、集落営農を推進するなど、地域の農林水産業の持続的な発展を支援します。

中小企業の振興については、小規模企業者に対して中小企業相談所を設置し経営指導を行ってきましたが、今後とも県内中小企業の経営体質の強化や倒産防止対策を充実する中で、各商工会議所等の経営指導により小規模企業者の経営の改善や自立を支

援します。

#### (4)職業の安定

就職困難者等の就労支援については、大分県中高年齢者就業支援センターに就業支援相談員を配置して、大分労働局と連携しながら就職についての助言・指導を行っています。また、求職者のニーズにあった職業訓練を実施するなど職業能力開発の機会確保に取り組んでいます。今後とも、雇用の促進・安定に努めます。

公正な選考採用については毎年、8月の「差別をなくす運動月間」を「就職差別撤廃月間」と位置づけ、経営者団体や従業員30人以上規模の県内事業所等に対して文書通知をしています。また、各種合同企業説明会においては、パネルを展示し啓発を行っています。更に、大分労働局が公正な採用選考システムの確立のため、県内経済団体役員等に<sup>\*1</sup>公正採用選考人権啓発協力員を委嘱し、企業トップや既存の公正採用選考人権啓発推進員の研修を実施しています。引き続き大分労働局等と連携しながら公正な選考採用を推進します。

#### (5)教育の充実

学校教育においては、部落差別の解消に関わる取組を核として人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる幼児児童生徒の育成に向けて取り組んでいます。人権教育の中で「人権感覚」と「知的理解」を基盤として、発達段階に応じて系統的に取り組むことにより、「人権問題の解決に向かう実践力」のある幼児児童生徒の育成を図ります。

社会教育においては、部落差別の解消を核とした学習・啓発活動を、あらゆる学習の機会を通じて推進しています。身の回りにある人権課題について学習を深め、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくそうとする具体的な態度や行動に現れる住民の育成を図ります。

#### (6)県民啓発の推進

- ① 部落差別解消推進法について、県民への周知を図ります。
- ② 部落差別問題について、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ③ インターネットやテレビ・ラジオの効果的な活用等、若年世代や企業従事者の生活周期に適合するよう啓発媒体・方法を工夫します。
- ④ 「差別をなくす運動月間」については、県民が気軽に参加し学習できる場となるよう工夫します。
- ⑤ 各種行事において部落差別解消啓発コーナーを設置します。
- ⑥ インターネットを利用した差別事象の根絶に向けて適切に対応するため、関係事業者や県民に啓発を行います。

---

<sup>\*1</sup>公正採用選考人権啓発協力員＝公正採用について企業トップに対して理解を求め企業内の研修・啓発を効果的に行うため、経済団体の役員等を労働局が委嘱する。



- ⑦ 地域社会のコミュニティセンターである隣保館が公民館等と連携しながら行う啓発活動を支援します。

#### **(7)相談・支援の充実**

- ① 大分県人権情報プラザにおいて、部落差別問題についての正しい知識、情報を発信するとともに、相談体制の整備、支援の充実に努めます。
- ② 部落差別問題を理由とする人権侵害を受けた地区住民の相談に対応するため、専門相談機関との連携を推進します。
- ③ 地域住民の生活相談全般に深く関わる隣保館の相談・支援体制を充実・強化できるよう、市町村を支援します。
- ④ 様々な支援が必要な児童生徒の支援を行うため、学校内の支援体制の充実に図ります。

## II 女性の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国際社会と国の取組

- 国際連合は、性別による差別の撤廃に世界的規模で取り組むため、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と決議し、メキシコシティで初めての世界女性会議を開催して、1975年(昭和50年)からの10年間を「国連婦人の10年」と定めました。以降、国連による女性の地位向上の世界的潮流がつくられてきました。
- 1979年(昭和54年)の「女性差別撤廃条約」、1985年(昭和60年)の「ナイロビ将来戦略」、1993年(平成5年)には女性の権利は人権であると示した「ウィーン宣言」、1994年(平成6年)に「<sup>\*1</sup>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理念を打ち出したカイロ会議の行動計画、1995年(平成7年)には21世紀に向けた女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。また、2005年(平成17年)、第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の評価・見直しを行い完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。
- わが国では、国際婦人年を受けて総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年(昭和52年)には、「国内行動計画」を策定して、女性の地位向上に向けた本格的な取組が始まりました。1985年(昭和60年)には、「国籍法」の一部改正や「男女雇用機会均等法」を公布するなど国内制度を整備し、「女性差別撤廃条約」を批准しました。1996年(平成8年)には、男女共同参画社会の形成を促進する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 法整備では、1997年(平成9年)に男女雇用機会均等法が改正され、雇用・就業における男女間の差別の禁止やセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務の規定が追加され、1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成が促進されました。さらに、2016年(平成28年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行、2019年(令和元年)6月に一部改正が公布され、女性の職業生活における活躍が迅速かつ重点的に推進されることとなりました。
- また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年(平成13年)には、「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は2004年(平成16年)に一部改正され、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援を明確化し、さらに2007年(平成19年)にも一部改正され、再度の保護命令制度の拡充と市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化しました。また、2013年

---

<sup>\*1</sup>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ = 「性と生殖に関する健康と権利」。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であることや性生活、出産に関し当事者である女性の自己決定を尊重する考え。女性の健康と安全を重視する。

(平成25年)にも一部改正され、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」も法の適用対象となりました。

## 国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1975（昭和50）年	「国際婦人年」	「国連婦人の10年」1975年から10年間
1979（昭和54）年	女性差別撤廃条約	
1985（昭和60）年	ナイロビ将来戦略	
1993（平成5）年	ウィーン宣言	女性の権利は人権である
1994（平成6）年	カイロ会議 行動計画	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」理念
1995（平成7）年	北京宣言及び行動綱領	21世紀に向けた女性の地位向上の指針
2005（平成17）年	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣言	「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」評価・見直し

## 国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1977（昭和50）年	国内行動計画	女性の地位向上に向けた本格的な取組開始
1985（昭和60）年	「国籍法」一部改正	国内制度の整備
	「男女雇用機会均等法」公布	
	「女性差別撤廃条約」批准	
1996（平成8）年	「男女共同参画2000年プラン」策定	「男女共同参画社会」形成促進のための行動計画
1997（平成9）年	「男女雇用機会均等法」改正	雇用・就業における男女間の差別禁止、セクハラ防止のための事業主の配慮
1999（平成11）年	「男女共同参画社会基本法」施行	男女共同参画社会の形成促進
2000（平成12）年	「ストーカー行為等の規制に関する法律」	
2001（平成13）年	「DV防止法」	
2004（平成16）年	「DV防止法」一部改正	保護命令制度の拡充、被害者の自立支援
2007（平成19）年	「DV防止法」一部改正	再度保護命令制度の拡充、市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置（努力義務化）
2013（平成25）年	「DV防止法」一部改正	「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」法の適用対象
2016（平成28）年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	
2019（令和元）年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」一部改正	

## (2) 県内の取組

- 県は、1980年（昭和55年）に「婦人の明日をひらく－県内行動計画」、1991年（平成3年）には「おおいた女性プラン21」を策定しました。さらに、2001年（平成13年）には「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女の平

等と人権の尊重を基本理念として男女平等をめぐる意識変革や女性に対する暴力の根絶等を基本目標に盛り込みました。また、2016年（平成28年）3月に「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しています。

- 2002年（平成14年）には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。
- 2005年（平成17年）、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「大分県DV対策基本計画」を策定し、2009年（平成21年）2月に、DV被害者支援を強化するため同計画を改訂し、さらに2012年（平成24年）3月に、DV被害者の保護と自立支援を強化するため同計画を改定しました。加えて、2017年（平成29年）3月に、暴力根絶のための啓発と教育の充実のため、同計画を改定しました。
- 2002年（平成14年）には、DVの被害女性からの相談を受け支援についての情報を提供するため大分県婦人相談所を「配偶者暴力相談支援センター」に指定し、2003年（平成15年）には、男女共同参画の拠点施設として「\*1消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉」を開設しました。開設以来「女性の総合相談」を受けていた「アイネス」を2009年（平成21年）8月、県は、県内2ヶ所目となる配偶者暴力相談支援センターに指定しました。
- 2016年（平成28年）4月、性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設しました。なお、県では、アイネスにおいて「男性総合相談」も受け付けており、男女がともに自分らしく生きていくことのできる社会づくりを目指しています。

### 県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
1980（昭和55）年	婦人の明日をひらく－県内行動計画	「国連婦人の10年」1975年から10年間
1991（平成3）年	「おおいた女性プラン21」策定	
2001（平成13）年	「おおいた男女共同参画プラン」策定	男女の平等と人権の尊重を基本理念とした意識改変、女性に対する暴力の根絶を基本目標とする
2002（平成14）年	「大分県男女共同参画推進条例」制定	男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす
	「大分県婦人相談所」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	

\*1消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉＝2003年（平成15年）に、消費生活の向上や男女共同参画社会づくりに関する活動など、県民の自主的な社会貢献活動を支援する施設として開設した。

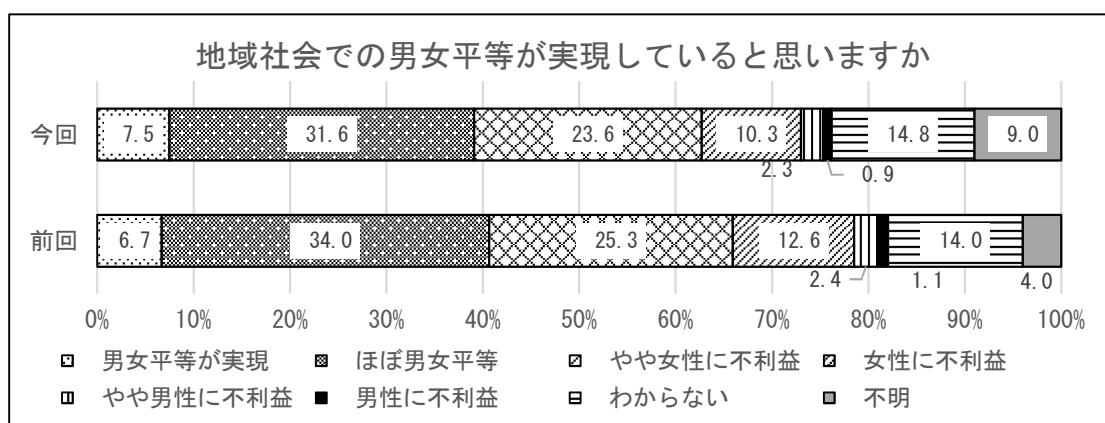
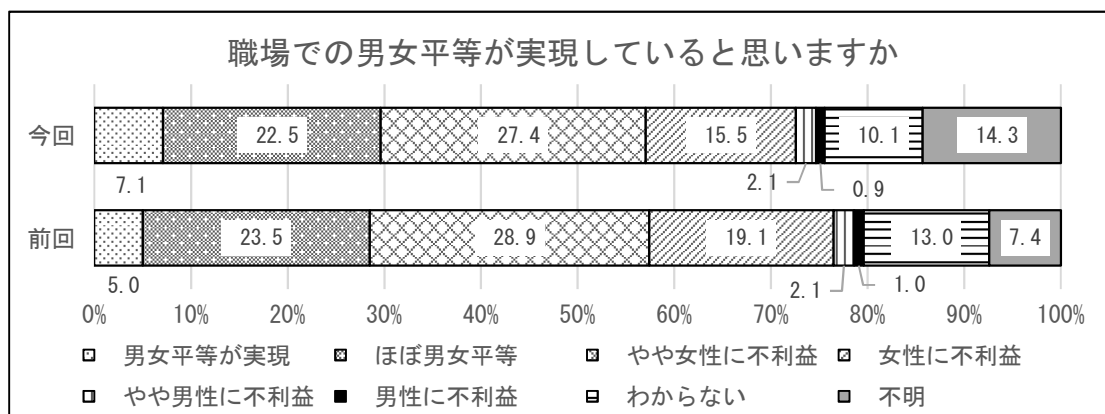
愛称のアイネスは、「i」愛情・情報・私、「ne」次の時代（next）・新しさ（new）、「s」消費、「s」生活の頭文字。

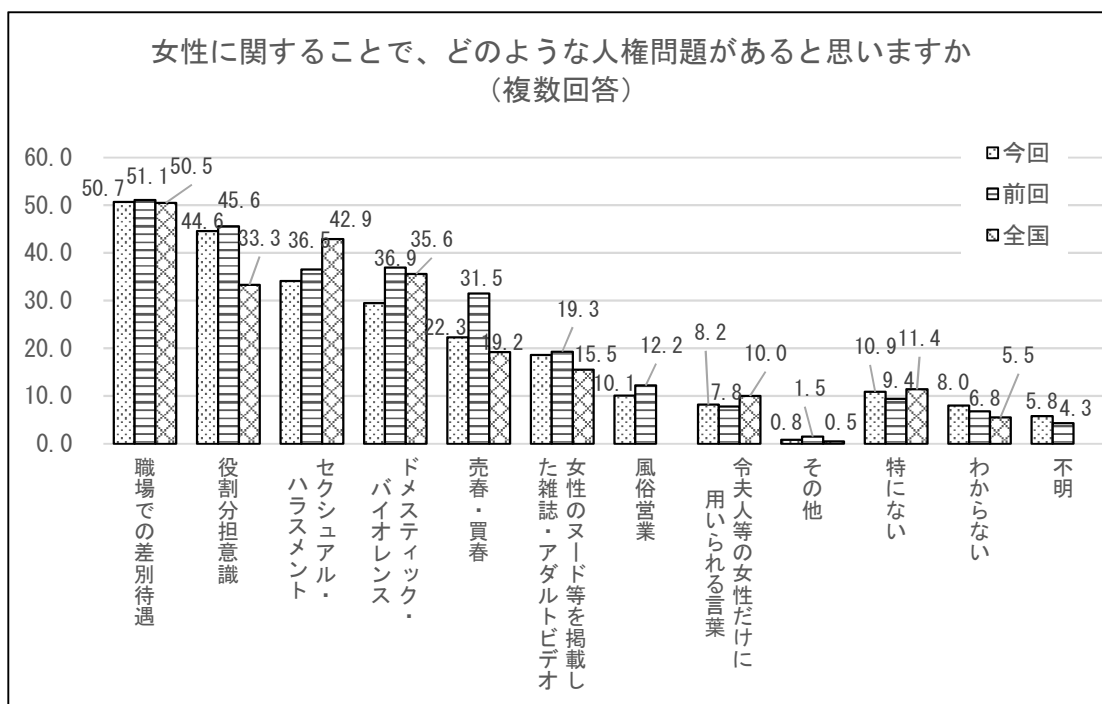
年	県内の取組	取組要旨
2003（平成15）年	「消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」開設	男女共同参画の拠点施設
2005（平成17）年	「大分県DV対策基本計画」策定	
2009（平成21）年	「大分県DV対策基本計画改定」	DV被害者の保護と自立支援強化
2009（平成21）年 8月	「アイネス」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	県内2箇所目
2016（平成28）年 4月	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」開設	性犯罪・性暴力の被害者をワンストップ支援する施設

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 男女平等と人権の尊重に向けた様々な取組が進められてきましたが、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度または慣行が依然として存在しており、多くの課題が残されています。
- 2014年（平成26年）に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、女性の42.1%がDVを経験し、うち、13.4%が何度もDV被害にあったと答えています。今回調査では、家庭での男女平等について、「平等」が「女性が不利」をやや上回りましたが、地域生活や職場において「女性は不利」であると回答した割合が高くなっています。女性の人権で問題となる項目では、多い順に「職場での差別待遇」、「役割分担意識」、「セクシュアル・ハラスメント」「DV」となっています。





- 配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談件数は、法施行直後の2002年度（平成14年度）258件でしたが、2018年度（平成30年度）は415件となっています。また、一時保護所の入所者のうち夫等の暴力を理由とする入所件数は法施行直後の平成14年度は26件でしたが、2018年度（平成30年度）は50件となっており、全体の一時保護入所者数の7割程度が夫等の暴力を理由とするものになっています。さらに、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」に寄せられた相談件数は、2016年度（平成28年度）は238件、2017年度（平成29年度）は180件、2018年度（平成30年度）は221件となっています。
- 女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割の分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。

## (2) 基本方針

男女共同参画社会の実現を基本目標として、2016年（平成28年）3月に策定した「第4次おおいた男女共同参画プラン」及び2017年（平成29年）3月に改定した「第4次大分県DV対策基本計画」に基づき、以下の事項を基本方針とします。

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する平等な社会づくりを推進するよう啓発に努めます。
- ② 女性に対する暴力を防止するとともに暴力根絶のため、啓発・教育に努め、また、被害女性の救済、保護、自立支援への取組の充実を図ります。
- ③ 女性の生涯を通じた健康を支援するため、健康教育や相談体制の確立を図るとともに、男女が互いの性について正しく理解できるよう、学習機会の提供などの教育・啓発に努めます。

### 3 個別分野の推進方針

#### (1) 教育・意識啓発の推進

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、企業や家庭における意識の改革に向けた取組など、経済界とも連携した啓発活動の充実を図ります。
- ② 男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するための啓発・教育の充実に努めます。
- ③ 交際相手からのDV（デートDV）に関する予防、啓発のための取組の充実に努めます。
- ④ メディアに対して、固定的な役割分担意識の解消や女性の人権尊重のための活動情報を提供し、女性の人権に配慮した表現に努めるよう協力を要請します。

#### (2) 福祉保健の充実

- ① 女性が思春期や出産期、子育て期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康の保持・増進ができるよう情報提供や相談体制を確立し、自ら適切な行動を選択し健康を享受できる学習機会や健康教室を提供します。
- ② 性に対する正しい知識の普及を図るとともに、性感染症やエイズの予防に関する教育を推進します。

#### (3) 就労の安定

- ① 事業主や労働者に対し、男女雇用機会均等法の徹底及び企業の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進について啓発に努め、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。
- ② 働く場での性別による差別解消、セクシュアル・ハラスメントの他、パワーハラスメントの予防、メンタルヘルス対策等について、事業主や労働者に対し、労働講座の開催や広報等を通じて幅広い啓発に努めます。
- ③ 母子家庭の自立を促進するため個々の実情に応じたきめ細かな就業援助を行い、母親の就労を推進します。

#### (4) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① DV被害者に対して適切な支援ができるよう関係機関相互の顔が見えるネットワークづくりを進めるとともに地域における被害者支援を担う人材養成や民間団体との連携と協働を図り、配偶者からの暴力にかかる施策の推進体制を整備します。
- ② DV被害者のカウンセリング等心のケアの充実、住宅確保、就労等生活基盤確立のための支援、地域における被害者のフォローアップの充実を図り被害者の自立を支援します。
- ③ DV被害者が安全かつ安心して保護が受けられるよう、保護体制の充実、被害者の子どもに対する支援、関係機関との連携強化に努めます。
- ④ 「おおいた性暴力救援センター・すみれ」による性暴力・性犯罪被害者支援の推進に努めます。

### Ⅲ 子どもの人権問題

#### 1 これまでの取組

##### (1) 国際社会と国の取組

- 国際社会は20世紀に入ると子どもの権利の確立に向けて大きく取り組み始めました。1924年(大正13年)に国際連盟で採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣言」は、すべての国に、大戦を経て飢えた子どもや病気の子どもの、親を亡くした子どもなどの保護を呼びかけるものでした。
- 次に、1959年(昭和34年)に国連で決議された「児童の権利宣言」は、「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的及び精神的に未熟であることから、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界のすべての構成員に対して遵守する努力を要請しました。
- さらに、1989年(平成元年)に国連で採択された「子どもの権利条約」は、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、子どもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、思想・良心の自由や表現の自由など多くの権利を子どもに保障しています。
- わが国で1951年(昭和26年)に制定された児童憲章は、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童はよい環境のなかで育てられる」として、実質的に子どもの権利を宣言するものとなりました。  
児童福祉法は、「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課しました。また、教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的として掲げています。
- 1994年(平成6年)に日本政府は「子どもの権利条約」を批准し、1999年(平成11年)に制定された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(\*<sup>1</sup>児童ポルノ禁止法)」では児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを、また、2000年(平成12年)に制定された児童虐待防止法は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを明らかにして、子どもの権利擁護が明記されました。
- さらに、2019年(令和元年)6月に児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止や懲戒権の在り方の検討についての措置を講ずること等を盛り込んだ「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、2020年(令和2年)4月から施行されました。
- 2004年(平成16年)には、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」を、2005年(平成17年)は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、「子どもの権利条約」と併せて両選択議定書の履行に取り組んでいます。また、2003年

---

\*<sup>1</sup>児童ポルノ禁止法 = 国際社会では児童ポルノは極めて悪質な人権侵害と考えられており、日本製の児童ポルノが多いことから防止策をとるよう国際社会から強く要請があった。



(平成15年)には、インターネット利用に起因した児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。

- いじめに関しては、2013年(平成25年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針(国の基本方針)」が策定、2017年(平成29年)に一部改定され、いじめの防止等のための対策が一層推進されることとなりました。
- また、国の調査によると、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいことや、生活保護世帯の子どもの高校等進学率も全体と比較して低い水準になっていることなどから、こうしたことを背景に、2013年(平成25年)6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年(平成26年)1月に施行されました。

## 国際社会の取組

年	国際社会(国連)の取組	取組要旨
1924(大正13)年	児童の権利に関するジュネーブ宣言	全ての国に大戦を経て飢えた子どもや病気の子ども、親を亡くした子ども等の保護を呼びかける
1959(昭和34)年	児童の権利宣言	「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的・精神的に未熟なため、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界全ての構成員に遵守する努力要請
1989(平成元)年	「子どもの権利条約」採択	子どもを権利の主体、権利行使の主体として思想・良心の自由や表現の自由等を保障

## 国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1951(昭和26)年	「児童憲章」制定	人として尊重、社会の一員として重んじられる、良い環境のなかで育てられるとする、実質的な子どもの権利宣言
	児童福祉法	「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課す
	教育基本法	「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的とする
1994(平成6)年	「子どもの権利条約」批准	「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的・精神的に未熟なため、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界全ての構成員に遵守する努力要請
1999(平成11)年	児童ポルノ禁止法	児童に対する性的搾取、性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを明記
2000(平成12)年	児童虐待防止法	児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとして権利擁護を明記
2003(平成15)年	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット利用に起因した児童売春、その他の犯罪から児童を保護し児童の健全な育成に資する

年	国内の取組	取組要旨
2004（平成16）年	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」批准	
2005（平成17）年	「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准	
2013（平成25）年	「子どもの貧困に対策の推進に関する法律」成立	議員提出
	いじめ防止対策推進法	
	いじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針）	
2014（平成26）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
2017（平成29）年	「いじめ防止対策推進法」一部改正	
2019（令和元）年 6月	「児童福祉法」等の一部改正	親権者等による体罰の禁止、懲戒権のあり方の検討

## (2) 県内の取組

- 県においても、少子・高齢化の進行や国際化・情報化が急速に進展し、社会の構造は大きく変化しています。こうした環境の変化を踏まえ、県では、2000年（平成12年）1月に「第5次大分県総合教育計画」を策定し、家庭や学校、地域社会が連携して子どもを育む施策の方向を示しました。
- 「おおいた子ども育成プラン21」を継承した「大分県次世代育成支援行動計画 おおいた子ども・子育て応援プラン」を2005年（平成17年）3月に策定し、子どもを保護の客体としてではなく、基本的人権の権利主体として認め、一層の権利擁護を図ることとしました。
- 2005年（平成17年）3月に「青少年の健全な育成に関する条例」を制定し、青少年に対する県民の責務及び県民相互の協力を規定しました。
- 「豊の国青少年プラン21」を継承した「大分県青少年健全育成基本計画」を2006年（平成18年）3月に策定し、青少年の人権尊重を目標としました。
- 2014年（平成26年）4月に「大分県いじめ防止基本方針」を策定、2017年（平成29年）10月に一部改正を行い、一層の教育・啓発や虐待・いじめ防止対策に取り組んでいます。
- 2016年（平成28年）3月に「大分県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「子どもの貧困対策」に総合的に取り組んでいます。

## 県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
2000（平成12）年 1月	第5次大分県総合教育計画	家庭や学校、地域社会が連携して子どもをはぐくむ施策の方向示す

年	県内の取組	取組要旨
2005（平成17）年 3月	大分県次世代育成支援行動計画 おおいた子ども・子育て応援プラン	子どもを基本的人権の権利主体と認め、一層の権利擁護を図る
	青少年の健全な育成に関する条例	青少年に対する県民の責務、及び県民相互の協力を規定
2006（平成18）年 3月	大分県青少年健全育成基本計画	青少年の人権尊重を目標とする
2014（平成26）年 4月	大分県いじめ防止基本方針	教育・啓発、虐待・いじめ防止対策
2016（平成28）年 3月	大分県子どもの貧困対策推進計画	総合的な子ども貧困対策
2017（平成29）年 10月	「大分県いじめ防止基本方針」一部改正	

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 核家族化や都市化の進行、ひとり親家庭の増加、地域社会の連帯感の希薄化を背景に、家庭や地域の子育て機能や教育力が低下するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。学校では、いじめ・不登校の問題の深刻化、体罰・性的いやがらせの顕在化など従来の教育システムでは対応しきれない問題が生じています。
- 子どもは、成長発達過程にあるため、自己を適切に表現することが不十分な場合が多くあります。そのため、子どもに関することについては子どもの意見を反映しながら、子どもが安心・安全に生活し教育を受けることができる環境をつくり、子どもの権利を擁護する仕組みを構築することが必要です。
- また、将来の社会を担う青少年が社会との関わりの中で自己実現を図り、自立した個人として成長するよう支援していくことが必要です。しかし、社会の変化はボランティアなどに取り組む若者の増加など望ましい影響をもたらす一方で、青少年の非行やいじめ、不登校、ひきこもり、虐待など様々な問題が深刻となっています。一方、新たな問題として若者の社会的自立の遅れも指摘されています。
- これらの問題解決にあたっては、青少年の問題が大人社会の問題の反映であることを認識して社会のあり方を見直すことが必要です。同時に青少年が主体的に社会性を身につけ、成長に応じて社会に適應できるよう家庭や学校、地域社会がそれぞれの機能を発揮し、連携して支援を行うことが求められています。
- また、国の調査で示された「子どもの貧困率」は2016年(平成28年)時点で13.9%であり、4年前(2012年(平成24年))と比べて、2.4ポイント改善していますが、依然として7人に1人が経済的に困窮している状況にあり、子どもの貧困問題への対策が求められています。

## (2) 基本方針

子どもが心身ともに健やかに育ち、21世紀を拓くたくましい青少年を育成できる社会を実現するため、次の事項を基本方針とします。

- ① 児童相談所をはじめとする関係機関・団体が密接に連携し、養育者への支援、親子関係の再構築等を通じて子どもの権利擁護を進めます。
- ② 子どもたちが安全な生活をおくり健やかに成長するようセーフティネットづくりを社会全体で取り組みます。
- ③ 青少年の課題は社会そのものの課題であることを認識して社会のあり方を見直しながら施策を進めます。
- ④ 子ども一人ひとりを大切に、それぞれが人格をもったひとりの人間として尊重される教育活動を展開します。
- ⑤ 生きる力を育む学校教育を充実し、家庭・地域社会に開かれた学校づくりを進めます。
- ⑥ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育つことのできる環境の整備を進めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 福祉保健の充実

- ① 育児不安の解消や子育てに関する負担感の軽減を図るため、相談体制や子育て支援サービスの充実など、地域の子育て環境の整備を推進します。
- ② 家族統合、家族養育機能の再生を目指しながら、子どものみならず親も含めた家族への支援を進めます。
- ③ 児童養護施設の小規模化やケア担当職員の養成と資質の向上を図ります。
- ④ 近年増加している被虐待児などのケアには、個別の対応が必要であり、家庭的な雰囲気の中で生活する里親制度の充実を図ります。

### (2) 教育の推進

- ① 学校（幼稚園を含む）では、全教職員による一致協力した指導体制を確立し教師と幼児児童生徒の信頼関係や幼児児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる教育活動を推進します。
- ② 学力の向上については、小・中・高等学校の12年間を見通した上で、各学校段階における「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の双方を身につけさせるため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」を実現するとともに、学習習慣の確立に向けた取組を積極的に行います。
- ③ 子どもたちに豊かな人間性や対人関係能力等の社会性を培うためにボランティア活動・自然体験・社会体験等の豊かな体験活動を推進します。

### (3) 青少年の健やかな育成

- ① 豊かな人間性や規範意識・社会性を身につけた青少年を育む社会をつくるため、

有害な環境の除去に努めます。

- ② 青少年が主体的に望ましい社会性を獲得できるよう、社会的自立につながる活動機会の充実に努めます。

#### **(4) 相談・支援・権利擁護の充実**

- ① 虐待の発生予防や早期発見・早期対応、アフターケアの充実に努めます。
- ② 非行や不登校、ひきこもり等社会への適応に困難を抱える青少年やその保護者等に対する支援体制を充実します。
- ③ いじめや不登校、問題行動等の解決を図るため、スクールカウンセラー等の配置拡充を進め、学校における教育相談機能を充実します。
- ④ 適応指導教室（教育支援センター）の充実に努め、不登校児童生徒を地域ぐるみでサポートするシステムの構築に向けて各市町村教育委員会と連携を図りながら取組を推進します。

#### **(5) 子どもの貧困対策の推進**

「大分県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもたちへの教育・生活の支援や、保護者に対する就労支援、経済的支援など「子どもの貧困対策」に総合的に取り組めます。

## IV 高齢者の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国際社会と国の取組

- 国際社会では、1982年（昭和57年）にウィーンで開催された高齢者問題世界会議で、各国の高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。1991年（平成3年）の国連総会では、「<sup>\*1</sup>高齢者のための国連5原則」が採択され、翌年の国連総会において国際社会の高齢者政策を促進するため、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。
- わが国では、1986年（昭和61年）に「長寿社会対策大綱」が定められ、1995年（平成7年）に「高齢社会対策基本法」が施行されて、高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組みを明らかにしました。1996年（平成8年）には同法に基づく「高齢社会対策大綱」が定められ、政府の高齢社会対策の中長期にわたる基本的・総合的な指針となりました。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて本格的な高齢社会に移行することから、2001年（平成13年）には新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 高齢者の保健福祉分野では、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定しました。このプランは1999年（平成11年）の「ゴールドプラン21」へと継承されています。2000年（平成12年）4月からは介護保険法が施行され、介護支援制度が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換しました。
- また、近年、高齢化が急速に進展する中で家庭内での暴力や介護放棄などによる高齢者虐待が深刻な状況にあることから、2006年（平成18年）4月「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援措置が講じられました。

#### 国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組
1982（昭和57）年	「高齢者問題世界会議」ウィーン開催 「高齢者問題国際行動計画」採択
1991（平成3）年	「高齢者のための国連5原則」採択
1992（平成4）年	1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議採択

#### 国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1986（昭和61）年	長寿社会対策大綱	
1989（平成元）年	「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」策定	公共サービスの10年間の基盤整備目標設定

<sup>\*1</sup>高齢者のための国連5原則 = ①自立の原則②参加の原則③ケアの原則④自己実現の原則⑤尊厳の原則

年	国内の取組	取組要旨
1995（平成7）年	「高齢社会対策基本法」施行	高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組み明示
1996（平成8）年	「高齢社会対策大綱」	高齢社会対策の中長期の基本的・総合的指針
1999（平成11）年	「ゴールドプラン21」策定	
2000（平成12）年 4月	「介護保険法」施行	介護支援制度が行政の措置から利用者の保険制度に転換
2001（平成13）年	「高齢社会対策大綱」閣議決定	団塊世代が高齢期を迎え本格的な高齢社会に移行
2006（平成18）年 4月	「高齢者の虐待防止法」施行	虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等、高齢者虐待の防止に資する支援措置

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 本県では、2018年（平成30年）10月1日現在の高齢化率が32.4%と、県民のほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。今後も本県の高齢化は急速に進むものと予測されています。
- 大分県の政策に関するアンケート調査（平成26年2月）によれば、地域で安心して暮らせる社会づくりに必要と考えていることとして、「在宅介護や在宅医療の充実」、「地域での高齢者の見守りなど健康・生活支援」が5割弱、「高齢者のための就労支援」、「認知症対策の強化」などが3割弱となっており、高齢者施策の充実が期待されています。
- 一方で、高齢者が身内の高齢者を介護する「老老介護」や、80代高齢者と成人後も親に生活を依存している「8050問題」が、近年の高齢者を取りまく社会的課題にもなっています。

### (2) 基本方針

「高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進 ～ 地域包括ケアシステムの深化・推進～」を基本理念とする「おおいた高齢者いきいきプラン」（第7期）に基づき、各種施策を実施します。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 生きがいづくりと社会参加の推進

- ① 豊かな経験と知識などを生かし、地域活動を行う高齢者を「ふるさとの達人」として登録し、地域ニーズとのマッチングを行い、高齢者と子どもたちの交流の場づくりなど、高齢者の社会参加を支援します。
- ② 老人クラブの加入率向上に向けた普及啓発や休会・解散クラブの活動再開及びクラブの活性化につながる魅力ある活動の支援を行い、高齢者の孤立防止、認知症高齢者や子どもの見守り等の地域社会を支える「友愛活動」を支援します。
- ③ 長年培った高年齢者の技術や技能が社会に活かせるよう、シルバー人材センター

の県内全域での設置を促進します。

- ④ シルバー人材センターの会員の拡大や仕事の受注量の確保のための広報・啓発活動を実施します。
- ⑤ 地域社会への貢献意識を有している高齢者をボランティア団体やNPO法人へ誘導します。また、高齢者が地域において積極的にボランティア・NPO活動を行えるよう、県や県ボランティア・市民活動センター等が開催するボランティア研修を積極的に広報・周知します。

## **(2) 生涯学習の推進**

- ① 社会教育関係団体等地域団体への支援を通して、地域づくりに主体的に参加する人材の育成を図ります。
- ② 県、市町村、民間・企業等が実施している公開講座を県民への学習機会として捉え、冊子やホームページ等により、幅広く情報提供します。

## **(3) 認知症施策の推進**

- ① 認知症の状態に応じて必要な保健・医療・福祉サービスを提供できるよう、認知症疾患医療センターの設置、「認知症初期集中支援チーム」による早期介入・支援、地域の医療と介護をつなぐ「認知症地域支援推進員」の配置とともに、かかりつけ医を「もの忘れ・認知症相談医（大分オレンジドクター）」として養成し、サポート医との連携のもと医療と介護が一体となった支援体制を確立します。また、一般病院勤務の医師、看護師等に加え、地域の医療機関等との日常的な連携機能を有する歯科医師や薬剤師に対する研修を行うことにより、認知症の早期発見につなげるとともに、その後の認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等が適切に行えるよう、対応力の向上を図ります。
- ② 認知症の人の尊厳を守るため、認知症介護研修体制を充実させ、介護現場における認知症介護の質の向上を図ります。
- ③ 認知症であっても、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの適正な整備を促進します。
- ④ 認知症の人や介護する家族を支援するため、相談体制を充実させるとともに、当事者同士で支え合う活動である「ピアサポート」を推進します。また、認知症の人や家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成や「認知症カフェ」の設置等により、地域でのサポート体制を充実させます。
- ⑤ 県民の若年性認知症に関する理解を深めるため、普及啓発に努めます。また、相談窓口となる機関を対象とした研修を実施するほか、若年性認知症コーディネーターを中心に関係機関が連携して、本人の意志を尊重し、本人の状態に合わせた適切な支援策を推進していきます（若年性認知症施策は、高齢者の認知症施策と合わせて一体的に推進しています）。



#### **(4) 高齢者虐待防止対策の推進**

高齢者の尊厳を守り、健やかで穏やかな生活を保障・実現するため、市町村や関係機関・団体と密接な連携・協力を図りながら、高齢者虐待防止対策を推進していきます。

- ① 在宅高齢者に対しては、虐待発見者の通報義務、成年後見制度の利用促進等、県民へ的高齢者虐待防止法の周知及び啓発に努めるとともに、虐待対応の主体となる市町村に対し、助言、情報の提供、ネットワークの整備及び運営の支援など、必要な援助を積極的に行っていきます。
- ② 施設入所者に対しては、各施設の従事者等を対象とした研修の実施や実地指導の中で、個別具体的に指導を行っていきます。また、高齢者虐待防止法の施設関係者への周知を図るとともに、虐待が発生した場合は、老人福祉法、介護保険法の規定による権限を適切に行使し、再発を防止します。
- ③ 高齢者の虐待防止や権利擁護について、県民に対する普及啓発等に取り組みます。

#### **(5) 生活環境の整備**

- ① 「在宅高齢者住宅改造助成事業」を引き続き進めるとともに、公営住宅等のバリアフリー化、「大分県住生活基本計画」に基づくユニバーサルデザインの理念を念頭に入れた住宅と住宅地のバリアフリー化など住宅環境の整備を進めます。
- ② 高齢者が消費者被害の予防や救済についての情報・知識を習得できるよう、消費生活出前講座講師の派遣、被害防止の注意喚起チラシの作成・配布等により、消費者教育の充実を図ります。
- ③ 市町村や地域包括支援センター、地域福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者やその周囲の人々への啓発や成年後見制度、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の周知に努めます。

#### **(6) 相談・支援・権利擁護の充実**

高齢者の総合的な相談窓口である大分県社会福祉介護研修センターの「大分県高齢者総合相談センター（シルバー110番）」や市町村の地域包括支援センターの利用促進と職員研修の充実、関係機関との連携強化により、相談機能の一層の充実・強化を図ります。

## V 障がい者の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国際社会と国の取組

- 国際社会では、1975年（昭和50年）の国連総会で採択された「障害者の権利に関する宣言」が、障がい者の権利発展の大きな基礎となりました。1981年（昭和56年）の「国際障害者年」とそれに続く「国連障害者の10年」では、障がいを「個人の属性」ではなく「社会との関係」であるとして、障がい者が地域で共に生活することを旨とする「ノーマライゼーション」の理念が広まる一方で、障がいの除去（バリアフリー）が新たな課題として提起されました。2006年（平成18年）に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。
- わが国では、国際社会の動向を受けて、1993年（平成5年）に、障がい者の自立の促進と社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「障害者基本法」が制定されました。その後も、1994年（平成6年）に「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、さらに地方自治体においては「福祉のまちづくり条例」が制定されるなど、障がい者や高齢者が市民として共に参加・利用できるまちづくりが取り組まれています。
- 2002年（平成14年）12月には、新しい「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）が策定されました。2004年（平成16年）12月には、発達障がい者の早期発見と早期支援のための「発達障害者支援法」が制定されました。ハートビル法と交通バリアフリー法は、従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数利用の建物に適用範囲を拡大し、2006年（平成18年）4月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」となりました。
- また、2006年（平成18年）4月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、当事者や福祉事業従事者を構成員とした「障がい者制度改革推進会議」が2009年（平成21年）に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者福祉制度の見直しが行われました。国連の障害者権利条約の制定を受け国内法の整備のため2011年（平成23年）8月「障害者基本法」の改正、2012年（平成24年）「障害者総合支援法」の改正、2013年（平成25年）6月「障害者差別解消法」の成立を経て、2014年（平成26年）1月に<sup>\*1</sup>障害者権利条約を批准しました。
- 2016年（平成28年）4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした2017年（平成29年）2月の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」や、2018年（平成30年）6月施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」など

<sup>\*1</sup>障害者権利条約＝合理的配慮の否定を含む障害に基づくあらゆる差別禁止が謳われている。

により、今後ますます共生社会の構築に向けた取組が進むこととなりました。

## 国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1975（昭和50）年	「障害者の権利に関する宣言」採択	障がい者の権利発展の大きな基礎
1981（昭和56）年	「国際障害年」	障がいを「社会との関係」として、「ノーマライゼーション」理念や「バリアフリー」が新たな課題とされる
	「国際障害者の10年」	
2006（平成18）年	「障害者権利条約」を採択	

## 国の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1993（平成5）年	「障害者基本法」制定	障がい者の自立促進とあらゆる分野への参加の促進
1994（平成6）年	ハートビル法	障がい者や高齢者が市民として参加できる町づくりの取組
2000（平成12）年	交通バリアフリー法	
2002（平成14）年 12月	「障害者基本計画」H15～24	
2004（平成16）年 12月	「発達障害者支援法」制定	
2006（平成18）年 4月	バリアフリー新法	ハートビル法、交通バリアフリー法が従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数の建物に適用範囲拡大
	「障害者自立支援法」施行	
2009（平成21）年	「障がい者制度改革推進会議」設置	障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする国内障がい者福祉制度の見直し
2011（平成23）年 8月	「障害者基本法」改正	
2012（平成24）年	「障害者総合支援法」改正	
2013（平成25）年 6月	「障害者差別解消法」成立	
2014（平成26）年 1月	「障害者権利条約」批准	
2016（平成28）年 4月	障害者差別解消法	
2017（平成29）年 2月	ユニバーサルデザイン2020行動計画	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現を目指す
2018（平成30）年 6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	

## (2) 県内の取組

- 県では、2016年（平成28年）4月の「障害者差別解消法」の施行と同時に、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、共生

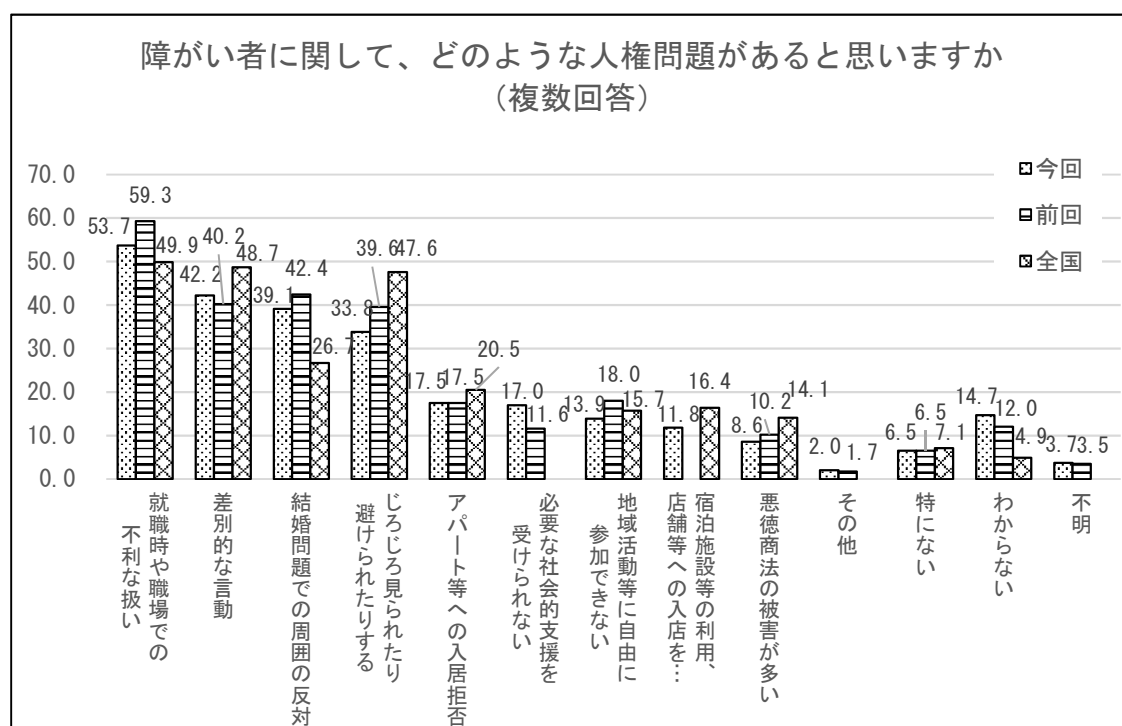
社会の推進と障がいのある人の性、恋愛、結婚、子育て、親なきあとの生活や防災対策等、人生の各段階における課題解消に向けた取組の充実を図ることとしました。

- また、2019年（平成31年）3月に、大分県障がい者基本計画（第5期）、大分県障がい福祉計画（第5期）、大分県障がい児福祉計画（第1期）を統合した「大分県障がい者計画」を策定しました。
- この計画は、「人格と個性を尊重し合える共生社会の実現」、「障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進」や「障がいを理由とする差別のない社会の実現」を基本理念として、「障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」や「当事者本位の総合的な支援」、「障がい特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「障がいを理由とする差別の解消」、「総合的かつ計画的な取組の推進」といった視点で、施策を実施していくことにしています。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 今回調査によれば、障がい者に関して人権上問題があると思われるものの項目では、「就職時や職場での不利な扱い」「差別的な言動」「結婚問題での周囲の反対」「じろじろと見られたり避けられたりする」という回答が多くなっており、障がいや障がい者に対する偏見や差別（「心のバリア」）は依然として根強い実態があります。



- 現在、県内の民間企業における障がい者雇用率は全国でも非常に高いレベルにあります。依然として約4割の企業で法定雇用率を達成していません。また、障がい者雇用率についても、身体障がい者は全国トップである一方、精神障がい者、知的障がい者の雇用は低い状況にあり、障がいの種別にかかわらず雇用を促進する必

要があります。

- 障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会（共生社会）を目指すノーマライゼーションの理念を定着させ、共生社会を実現することが必要です。さらに、障がいのある人も社会参加しやすくするための合理的な配慮の行き届いた共生社会に向けたコンセンサスが必要です。

## **(2) 基本方針**

「大分県障がい者計画」に基づき、次の事項を基本方針とします。

- ① 障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指します。
- ② 障がい者が自らの主体的な選択によって地域で生き生きと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができる社会づくりを目指します。
- ③ 「障がいの社会モデル」の考え方に立ち、障がい者やその家族が、社会の無理解や、心ない偏見・差別によって傷つけられることのない社会の実現に取り組みます。

## **3 個別分野の推進方針**

### **(1) 相互理解の促進**

- ① 障害者週間（12月3日から9日）に実施する啓発活動や、発達障害児週間（4月2日から8日）に行われる自閉症啓発行事など、あらゆる機会を通じ、マスコミなどを活用して、障がいや障がい者に対する理解促進に努めます。
- ② 学校では、車いすやアイマスクなどの体験、障がい者との交流、ボランティア活動への参加等のさまざまな活動を通じて福祉活動を推進します。
- ③ 関係団体の実施する「障がい者・児 秋の交歓会」など地域住民との交流を行う事業のより一層の充実に努めるとともに、ふれあいサロン活動など地域行事へ障がい者が参加しやすいよう配慮を行います。
- ④ 発達障がいや高次脳機能障がいに対する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ります。

### **(2) 特別支援教育の充実**

- ① 県教育センターや特別支援学校における教育相談の充実を図ります。また、発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の障がいに対する理解・啓発を図り、特別支援学校教員による巡回相談等を通して各学校の特別支援教育推進に係る相談・支援体制を整備します。
- ② 特別支援学校が主催する「進路に関する研修会」等を通して、特別支援学校と保護者・福祉・労働等の関係機関等との緊密な連携を図ります。
- ③ 障がいのある子どもを生涯にわたって支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握して関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための「個別の教育支援計画」を必要とする全ての子どもに作成します。
- ④ 障がいのある子どもや特別支援教育に関する啓発資料を教育・福祉等関係機関に

作成・配布し、障がいのある子どもの最適な教育の場の選択・決定や特別支援教育に関する理解の促進に努めます。

### **(3) 雇用・就労の促進**

- ① 公共職業安定所などと連携して職業相談を実施します。
- ② 行政職員や教職員採用試験において障がい者の計画的な採用を進めます。
- ③ 障がい者の多様なニーズに応じた職業訓練を通じて、就職・職場定着に向けた支援を行います。

### **(4) 芸術文化活動・スポーツの振興**

- ① 障がい者が芸術文化にふれる機会の充実を図るために、文化施設などにおける字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入場料の減免など、障がい者の芸術文化活動への参加を促進するための施策を実施します。また、障がい者による芸術文化の普及に向けて、作品づくり等の相談支援や作品の発表・鑑賞の機会を提供する支援体制を整備します。
- ② 大分県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、障がいの特性に応じた適切な指導を行う障害者スポーツ指導員の養成研修のサポートを行います。

### **(5) 相談支援・権利擁護の充実**

- ① 障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けられるよう、市町村や各種相談支援機関などと連携しながら、相談支援体制の充実を図ります。また、相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修の実施を通じて、相談支援や障がい福祉サービスに従事する者の確保と資質の向上を図ります。
- ② 障がい者に対する差別事案等に対処する常設相談窓口「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」による迅速な問題解決を図ります。
- ③ 障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行うとともに、障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象として研修会を開催し、関係職員のスキルアップや資質向上に向けた支援を図ります。
- ④ 利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう福祉サービスに関する苦情解決制度の周知に努めます。また、事業者が福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るため、第三者評価の受審促進に努めます。
- ⑤ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進などを通じて障がい者が自立した地域生活が送れるよう支援します。
- ⑥ 県民一人ひとりが他人に対して思いやる気持ちを持つ「心のユニバーサルデザイン」についての意識づくりを推進します。

### **(6) 福祉のまちづくりの推進**

大分県福祉のまちづくり条例に基づき、県民が自由に安心して生活できるように、

ユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくりを推進します。

- ① 既存の県立施設のうち、バリアフリー新法及び福祉のまちづくり条例の基準に適合していない施設の改修を実施し、新築する県有建築物は、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合した施設として整備します。
- ② 市町村施設や民間施設においてもバリアフリー化が進むよう、ユニバーサルデザインの理念の普及に努めます。
- ③ バリアフリー新法に基づき、ノンステップバスの導入や鉄道駅等におけるエレベーターや多目的トイレの整備など、交通事業者の行う障がい者の移動等の円滑化に資する取組を推進するため、必要な支援や働きかけを行います。
- ④ 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成を図るとともに、身体障害者補助犬法に対する理解促進に努め、身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図ります。

## VI 外国人の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国内の情勢

- 人や物の動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が進む中、わが国に在留する外国人の数は、2018年（平成30年）末現在273万1,093人で、15年前（2003年（平成15年末））の191万5,030人に比べ、81万6,063人（42.6%）の増加となっています。これは、わが国の総人口（2018年（平成30年）10月現在推計人口）の約2.2%にあたります。特に上位10カ国を見ると、アジア地域が207万4,783人で76.6%を占め、南米地域の20万1,865人（7.4%）がこれに続き、アジア地域と南米地域で全体の84.0%に達しています。
- 2002年（平成14年）に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「国は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる」が、「島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在など」を背景として、「わが国の歴史に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と分析し、国際化時代にふさわしい人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に取り組んできました。しかし、いまだに外国人が関係する犯罪が大きく取り上げられる傾向があります。

#### (2) 県内の取組

- 国際化の進展に対応し、県では、2000年（平成12年）度の県職員の行政職採用試験から受験資格の国籍条項を撤廃しました。また、2011年（平成23年）5月に策定し、2014年（平成26年）3月、2019年（平成31年）3月に改定した「大分県海外戦略」を羅針盤として、「アジアに開かれた、飛躍する大分県」を目指して外国人が住みやすい地域づくりを進めることとしています。
- 地域レベルで国際化を推進する組織として「地域国際化協会」がありますが、本県では（公財）大分県芸術文化スポーツ振興財団（おおいた国際交流プラザ）がこれにあたり、県と連携して、県内在住外国人の支援や県民の国際理解の促進等に取り組んでいます。
- 具体的には、外国人総合相談センターの運営、外国語情報誌の配布、各種相談事業の実施、通訳翻訳ボランティアの育成等により、県内在住外国人への支援を行うとともに、国際理解講座や国際交流フェスタの開催、外国人の人権啓発、日本語情報誌の発行などにより県民の国際理解の促進を図っています。

### 2 現状・課題と基本方針

#### (1) 現状と課題

- 立命館アジア太平洋大学の開学等に伴う外国人留学生の急激な増加により、県内



に在住する外国人登録者数は2018年（平成30年）末では12,951人と、20年前（1998年（平成10年））の4,916人と比べると、約2.6倍に増えています。うちアジア出身者は11,797人で、全体の91.1%を占めています。また、短大・大学院を含む大学及び高等専門学校に在籍する留学生数は2018年（平成30年）5月現在で3,626人となっており、人口10万人当たりでは京都府に次いで2番目の多さとなっています。また、在住外国人の出身国は89か国・地域にわたるなど、様々な言葉や習慣、肌の色が異なる人達が隣り合わせで暮らすようになっていきます。

- さらに、2019年（平成31年）4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことから、引き続き、受入環境の整備はもとより、人権問題まで踏み込んだよりきめ細かな取組が必要です。
- 世界の様々な国や地域から来県し共に生活する人々は、我々に様々な考え方や活力を与える大切なパートナーです。これらの人々を特別視し単に客人として扱うのではなく、地域社会への積極的な参画を求め、活力ある地域づくりに共に取り組むことが大切です。
- また、近年、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。2014年（平成26年）7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。
- このような中、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。条例でヘイトスピーチを規制する自治体も出てきています。
- 昨今、インターネットの匿名性や手軽さから、インターネット上の投稿サイト等にヘイトスピーチなどの差別的言動を助長又は誘発するような書き込みが安易に行われることも問題となっています。人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながりかねないものであり、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを広く伝えていく必要があります。

## (2) 基本方針

- ① 様々な国籍の人々が差別や偏見なく安心して暮らせるよう、外国人の人権を十分配慮しながら、県民の異文化理解や国際意識の向上を図り、留学生等外国人への支援やサービスを一層きめ細かく行います。
- ② 外国人にかかる具体的な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携しながら相談・サポート体制の充実に努めていきます。
- ③ 地域住民や様々な国の人々が、多様な文化や価値観をお互いに尊重しあい、共に活力ある地域づくりに参画できる社会システムの構築に努めます。
- ④ 学校教育においては、「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」に則り、外

国人児童生徒が、自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援します。

### 3 個別分野の推進方針

#### (1) 相互理解の促進

- ① 言語や習慣、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくすため、地域や学校等で異文化理解のための取組を実施します。
- ② 留学生等の在住外国人に対しても、日本の歴史・文化や習慣、人権問題等を理解するための取組を行います。

#### (2) 情報提供・生活相談・支援の充実

- ① 在住外国人に対して、インターネットや広報誌を活用して暮らしにかかる情報を提供し、関係機関と連携してきめ細かな生活相談等を行います。
- ② 留学生が安心して学べるよう、奨学金支給やリユース物品の提供・セカンドファミリーの紹介など様々な支援を行います。
- ③ 学校教育では、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の課題解決のため、「大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル」をもとに、教職員研修の実施、大学・NPO等との連携を図り、地域での偏りのない日本語指導の充実を図ります。

#### (3) 保健・医療・福祉サービスの充実

医療機関等の情報を検索できる「おおいた医療情報ほっとネット」の外国語表記など、医療に関する情報提供の外国語対応を進め、外国人も安心して医療を受けられるための情報提供を行います。

#### (4) 就労の促進

- ① 本県で学ぶ留学生の中には、卒業後も県内での就労を希望する者が多いため、関係機関と協力し、県内企業向けに人材としての留学生を理解してもらうための交流会や留学生インターンシップ事業等を行い、留学生の就職を支援します。
- ② 県内企業における外国人労働者に対する適正な雇用管理を促進するため、関係制度の周知・啓発に努めます。

#### (5) 住宅・生活環境の整備

- ① 留学生は、賃貸する住宅が容易に見つけれられないなどの問題があるので、関係機関と連携して、賃貸住宅契約における機関保証を行うなど、留学生向け住宅の確保に努めます。
- ② 文化や生活習慣などの違いや双方の誤解などから生じる近隣とのトラブル等を解消するため、地域住民や留学生に対して啓発活動を行います。

#### (6) 社会参加の推進

様々な国の人たちが、ビジネスや地域活動など幅広い分野の社会活動に参画し活力ある地域づくりに取り組めるよう、「留学生人材情報バンク」などを活用し、在住外国人参加型の社会システムの構築に努めます。

## Ⅶ 医療をめぐる人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国内の情勢

- 医療技術の進歩や医療体制の整備及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」など患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。一方で、就職拒否やアパートへの入居拒否、公衆浴場への入場拒否など感染症や精神疾患に対する理解と認識は十分ではありません。
- また最近の情勢として、ハンセン病に関しては、2001年(平成13年)に、国が隔離政策は過ちであったことを認め、患者本人へ賠償を行ったことに続き、2019年(令和元年)7月に、患者の家族も賠償の対象となりました。
- さらに国は、旧優生保護法に基づき、特定の疾病や障害を有することなどを理由に、生殖を不能にする手術(不妊手術)等を強いられた方々に対して謝罪し、2019年(平成31年)4月に「旧優生保護法による優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を施行しました。

#### (2) 県内の取組

- 県では、1992年(平成4年)9月にエイズに対する偏見や差別が根強いことから「大分県エイズ対策基本方針」を定め、県民や学校、事業所に対して正しい知識の普及啓発を進めています。
- また、医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年(平成15年)8月に設置し、専任の相談員による中立的立場からの医療相談を実施しています。さらに、2018年(平成30年)3月には、大分県医療計画を改訂し、人権に配慮した医療サービスの提供を進めることにしています。
- 2019年(令和元年)7月から、旧優生保護法のもとで、不妊手術を受けた方やご家族の方からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置しています。

### 2 現状・課題と基本方針

#### (1) 現状と課題

- 結核などの感染症やハンセン病については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、HIV感染者などに対する偏見は根強く、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。
- 臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの普及など、患者の人権を尊重する取組が課題となっています。

## **(2) 基本方針**

2018年（平成30年）に改訂した大分県医療計画において「人権に配慮した医療サービスの提供」を掲げ、医療分野における人権尊重の認識の深化と人権を尊重した医療サービスの提供をめざして、人権に配慮した各種施策を積極的に展開します。

また、大分県人権教育推進計画に基づき、学校教育においてもハンセン病、感染症等の人権問題についての教職員研修や生徒の学習活動を進めます。

## **3 個別分野の推進方針**

### **(1) 啓発活動の推進**

- ① 感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、様々なメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及を図ります。
- ② 患者に対しては、患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

### **(2) 人権教育・啓発の推進**

- ① 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても取組を要請します。
- ② 学校では、教職員に対して、ハンセン病や感染症等の人権問題について、学校に講師を派遣して講話等を行うことにより学習活動を推進します。

### **(3) 相談・支援・権利擁護体制の充実**

- ① 大分県医療安全支援センターや二次医療圏ごとの医療安全支援センターの活動を通じて、中立的な立場で、患者と医療機関との橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。
- ② 学校では、教職員が一体となって児童生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備を行うとともに患者等への人権配慮や感染症等に対する正確な知識と的確な選択ができる能力を身につけさせるように努めます。

## VIII 性的少数者の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国内の情勢

- 性的少数者とは、同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人（トランスジェンダー等）などを指し、性的マイノリティともいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T）の頭文字を取って、LGBTと言われることもあります。

このような人たちは少数であるため、社会において十分な理解が得られず、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。
- 2004年（平成16年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす場合は性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。2008年（平成20年）には、一部改定され、性別の変更要件が緩和されました。
- また、「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」では、性的少数者に対するセクシュアル・ハラスメントも同指針の対象となることが明記され、2017年（平成29年）1月に施行されました。さらに、同年3月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、性的少数者である児童生徒に対するいじめを防止する項目が盛り込まれました。
- 昨今、同性パートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、性的少数者の人権に関する社会的関心が高まっています。
- 性的少数者とはLGBTの4種類のことのみに指すわけではなく、\*<sup>1</sup>X ジェンダーや\*<sup>2</sup>アセクシュアルなど性のあり方は多種多様です。このため「性的少数者とそれ以外の人」ではなく、全ての人がかつ「性的指向や性自認」によって区別されることがないようにとの考え方から、Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）、Gender Expression（性表現）の頭文字を取り、SOGIE（ソジイ）という言葉が使われるようになってきています。

#### (2) 県内の取組

- 県では2013年度（平成25年度）から性的少数者への理解を深める講演会や映画の上映等を行っており、2017年度（平成29年度）はシンポジウムの開催や啓発漫画冊子「りんごの色」の作成を行いました。
- また、2018年度（平成30年度）は、性的少数者に対する啓発に取り組む団体からの要望を受け、県の申請書等における性別記載欄の見直しを実施し、性別記載欄のある様式のうち、約3割の様式から性別記載欄を削除することとしました。

---

\*<sup>1</sup> Xジェンダー＝性自認を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人。

\*<sup>2</sup> アセクシュアル＝男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や性愛の感情を抱かない人。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 今回調査では、関心のある人権問題で、性的指向と答えた人が前回調査から4.0ポイント増え、11.4%となっています。一方で、「性的少数者に関するところでどのような人権問題があるか」に対し、「特にない」「分からない」と答えた人が4割にのぼり、性的少数者に対する理解は十分とはいえない状況です。学校や職場等で、性的少数者に対する理解と配慮を進める必要があります。
- 性的少数者に関する相談窓口を充実するとともに、多様な性のあり方を認める教育・啓発が必要です。

### (2) 基本方針

誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、教育・啓発、相談体制の充実に努めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 啓発活動の推進

- ①性的少数者であることを理由とした差別意識や偏見の解消に向けて啓発に取り組みます。
- ②性的少数者の人権に関する研修会を開催するなどし、性的少数者に関する知識を普及する機会を設けます。

### (2) 人権教育・啓発の推進

学校において、教育活動全体を通じて、多様な性についての理解を深める教育を進めます。また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日文部科学省通知）に基づき、相談又は申し出については、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら、個別の事情に応じた対応に努めます。

### (3) 相談・支援・権利擁護の充実

- ①性的少数者に関する相談・支援体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。
- ②地方公共団体の書類の様式をはじめ、不必要な性の記載項目を改善するよう努めます。

### (4) パートナーシップ制度の調査・研究

パートナーシップ制度を導入している自治体の制定・運用状況を把握するとともに、制度に関して県と市町村との意見交換を行います。

## IX 様々な人権問題

### 1 犯罪被害者やその家族の人権問題

#### (1) これまでの取組

- わが国には、先進諸国で早い時期から行われている犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援を行う社会的システムがなく、人権の保護や経済的援助、精神面の救済などの社会的な支援も十分ではありませんでした。  
1974年（昭和49年）に発生した「三菱重工ビル爆破事件」が契機となり、1981年（昭和56年）に「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障がいが残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。
- その後、1991年（平成3年）に開催された国のシンポジウムで、特に精神面の救済の必要性が問われ、更なる被害者支援施策の推進が要望されました。また、1995年（平成7年）に発生した地下鉄サリン事件により国民の犯罪被害者等に対する理解が進み、1999年（平成11年）には内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置されました。政府をはじめ、関係機関、マスコミ及び民間の被害者支援団体等社会の各層で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005年（平成17年）4月「犯罪被害者等基本法」が施行されました。
- 県内では、2016年（平成28年）2月に、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、「大分県犯罪被害者等支援推進指針」を策定し、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設する等、指針に基づく取組を進めてきました。
- また、被害者遺族等からなる「ピアサポート大分絆の会」等から県議会あてに、条例の早期制定を求める請願がなされ、同年第3回定例会において採択されました。  
こうした動きを受け、犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深め、その気持ちに寄り添った支援を県民一体となって推進することを目的とする「大分県犯罪被害者等支援条例」が2017年（平成29年）12月22日に公布、2018年（平成30年）4月1日に施行されました。
- 併せて、犯罪被害者等の精神的負担を緩和するため、事件の状況、事情聴取等の流れ、生活での困りごと等を、被害者等が記録し整理する「犯罪被害者等支援ノート『絆』」を作成し、市町村や警察、支援関係機関を通して、被害者等に配布しています。

#### (2) 現状と課題

- 犯罪被害者等は、その直接的な被害だけでなくその結果として、「事件による精神的衝撃とその後の生活の支障」や「捜査などによる精神的負担や時間的負担」、「同じ被害や報復の不安や恐怖」、「司法手続きにおける情報疎外感」、「生計を維持する家族の喪失による経済的困窮」、「近隣の噂話やマスコミの取材」、「報道などによる不快感やストレス」などの精神的被害や経済的被害等多くの二次的被害を受けています。



- 県民一人ひとりの安全と幸福を確保するため、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等の安全の確保、精神的被害の軽減、被害品の早期回復及び被害の再発防止等を図るなど被害者支援を進める必要があります。また、犯罪被害者等が抱えるニーズは、生活上の支援を始め、医療や公判、マスコミの取材に関する事など極めて多岐にわたっていることから、関係機関・団体の密接な連携が必要です。

### (3) 推進方針

- ① 真に犯罪被害者等のニーズに応える支援を行うため、総合的な対応窓口の充実・強化をはじめ、関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や大分被害者支援センター等の関係団体、民間団体の緊密な連携を図り、被害者支援に関する機関・団体のネットワークを構築する等、支援体制の整備を図ります。
- ② 犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、市町村との連携による犯罪被害者等見舞金の支給などきめ細かい支援を行います。
- ③ (公社)大分被害者支援センターが行う活動に対する必要な支援を充実することで、犯罪被害者等に寄り添った支援の実施に努めます。
- ④ 二次的被害の防止や、犯罪被害者等が置かれた状況・支援の必要性等について、あらゆる機会と広報媒体を活用して県民に広く周知し、県民理解の増進に努めます。

## 2 <sup>\*1</sup>プライバシー権の保護

### (1) これまでの取組

- 今日、情報化社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報処理されており、個人情報の取扱いは今後ますます拡大していくものと予想されます。個人情報は個人の人格と密接に関わる情報であり、その性質上、取扱いを誤ると個人に取り返しのできない被害を及ぼすおそれがあります。
- 欧米諸国においては、個人のプライバシーの侵害を未然に防止し人格的利益を守るため、1970年代から個人情報保護に関する法制の整備が始まりました。1980年に各国の規制内容の調和を図る観点から、OECD理事会勧告において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示されて以降は自己情報コントロール権の考え方が普及し、世界各国で急速に個人情報保護法制の整備が進みました。
- わが国では、1999年(平成11年)の住基ネット導入を契機に、国民が安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤整備が進みました。2003年(平成15年)5月に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、2005年(平成17年)4月か

---

<sup>\*1</sup>プライバシー権=プライバシーに関する権利は従来の「一人にしてもらう権利」から、政府などが保有する自己に関する情報の訂正、削除などを求めることもできる積極的権利とする「自己情報コントロール権」として考えられるようになってきている。

ら全面施行されており、人権侵害の未然防止やそのためのプライバシー保護の重要性に対する認識が深まっています。

- 2009年（平成21年）12月に発表された平成22年度税制改正大綱を契機に、社会保障・税共通の番号制度の検討が進められ、制度導入の検討にあたっては、国家による個人情報の一元管理、番号を悪用した個人情報の不正追跡・突合等への懸念が示されました。
- 2013年（平成25年）5月には、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するためのマイナンバー制度の導入を図ることを目的に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布されましたが、マイナンバー法は、個人情報保護法等に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な個人情報の保護措置を求めています。

## **(2) 現状と課題**

- コンピュータやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な浸透に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。
- 今回調査では、人権問題の中で「インターネットによる人権侵害（プライバシー侵害や誹謗中傷など）」に関心があるとする回答が33.6%となっており、県民の個人情報保護に対する関心は高い傾向にあります。本県では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報保護に加え、2001年（平成13年）12月に個人の権利利益の保護を目的とした「大分県個人情報保護条例」を制定しました。
- この条例において、県の機関等が行う個人情報の収集、利用、提供、管理等の適正な取扱いに関する事項や県の機関が保有する本人情報の開示を請求する権利、事業者の責務などを定め、個人情報保護対策に努めてきました。
- 個人情報は、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によって広く取り扱われており、マイナンバー制度での厳格な個人情報の保護措置を含め、個人情報の保護の実効性を確保するために関連する施策が一体的・総合的に講じられる必要があります。

## **(3) 基本方針**

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条に則り、慎重に取り扱われるべきです。このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その目的や態様を問わず、適正に取り扱います。また、個人情報保護法の基本的な考え方にに基づき、個人情報の有用性に配慮しながら官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

#### (4) 推進方針

##### (行政が取り扱う情報)

- ① 個人情報の保護に関して職員の意識の向上に努め、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、必要に応じて個人情報保護条例の見直しを行います。

また、市町村と連携を図り、個人情報保護に関する啓発に努めます。

##### (民間事業者が取り扱う情報)

- ② 個人情報保護法では、区域内の実情に応じ住民・事業者への支援や苦情解決のあつせん等について、地方公共団体が必要な措置を講じる責務があるとされています。このため、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

### 3 ネット社会の人権問題

#### (1) 現状と課題

- インターネットは近年急速に普及し、2016年(平成28年)末には全国で1億84万人(総務省平成30年版情報通信白書)が利用するなど、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性は大きく向上しています。スマートフォンの急速な普及によりインターネットアクセス端末のパーソナル化、モビリティ化が進み、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の利用など、インターネットの用途が多様化しています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシーの侵害などの人権侵害の事例が発生しています。
- 国はインターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任の範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を制定し、2002年(平成14年)5月に施行しました。
- また、法の施行に併せて「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、被害者がプロバイダ等に対して送信防止措置を依頼する手続等を示しました。更に、国はこのガイドラインを2004年(平成16年)10月に一部改訂し、重大な人権侵害事案に対しては法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対して直接人権侵害情報の削除要請を行うことを盛り込んで、人権侵害に対してより適切・迅速な対応をすることとしました。

#### (2) 推進方針

- ① 県内のインターネット接続業者に対し、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえた人権侵害の防止についての措置を要請します。
- ② 県民に対し、インターネットを利用する際のモラルについて啓発します。
- ③ 学校において、インターネットを利用する際のモラルについて教育します。
- ④ インターネット上の人権侵害事案について、適切・迅速な対応を行うため、イン

ターネット掲示板等の監視を行い、重大な人権侵害事案については削除要請を行うなど、その抑制を図ります。

#### 4 **その他の人権問題**

- 先住民であるアイヌの人々の尊厳を守る取組は、現在コミュニティがある地域を中心に行われていましたが、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、2019年（令和元年）5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。日本社会が先住民族とともに構成されてきたという基本的な認識の普及や差別・偏見をなくす教育・啓発が必要です。
- 刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けた教育・啓発が必要です。また、自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図るなど相談・支援が必要です。
- なんらかの理由で路上生活者となった人々の社会復帰を支援する取組と同時に、路上生活者への偏見を解消し暴行事件を防止する教育・啓発が必要です。
- 企業や団体の活動が法令に違反した場合、これを是正して消費者や社会システムの安全を守るためには内部情報が必要です。2004年（平成16年）6月に「公益通報者保護法」が成立し、内部情報の通報者の保護が図られることになりました。通報者に関する守秘義務など社会の理解が進むことが必要です。
- これらの問題のほか、北朝鮮当局による人権侵害問題、東日本大震災など自然災害に起因する人権問題、パワーハラスメント等による労働者への人権侵害、婚外子（非嫡出子）に対する差別的取扱いなど、社会には様々な人権の課題があります。
- また、最近ではヒトの遺伝子情報を活用する動きがあり、遺伝子情報に基づく差別や不利益な取扱いが懸念されています。
- あらゆる差別の解消に向けて、人権課題について県民の理解と支援が得られるよう、積極的に教育・啓発、相談・支援に努めます。